

平成26年 No. 1

○東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

改正理由

原子力規制委員会への業務移管に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

原子力規制委員会への業務移管に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 1 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第 1 号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第 5 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：原子力規制委員会への業務移管に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第22条</p> <p>1～7 [省略]</p> <p>8 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年保存後に、<u>原子力規制委員会</u>が指定する機関に引き渡す場合はこの限りではない。</p>	<p>[省略]</p> <p>第22条</p> <p>1～7 [省略]</p> <p>8 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、その都度対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年保存後に、<u>文部科学大臣</u>が指定する機関に引き渡す場合はこの限りではない。</p>
<p>[省略]</p> <p>第24条</p> <p>1～6 [省略]</p> <p>7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年保存後に、<u>原子力規制委員会</u>が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>第24条</p> <p>1～6 [省略]</p> <p>7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年保存後に、<u>文部科学大臣</u>が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。</p> <p>[省略]</p>

<p>第29条</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 学長は、前項の報告があったときは、所定の期間内にこれを<u>原子力規制委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(特定放射線同位元素に係る報告)</p> <p>第30条 学長は、特定放射性同位元素に係る次の各号に掲げる行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に<u>原子力規制委員会</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1) 製造、輸入、受入れ又は払い出し、廃棄</p> <p>2 学長は前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合、15日以内に<u>原子力規制委員会</u>に報告を行う。</p> <p>3 学長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を、<u>原子力規制委員会</u>に翌年度6月末日までに行う。</p> <p>[省略]</p> <p>第32条 (1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 学長は、前号の通報があったときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及び措置の内容等を遅滞なく、<u>原子力規制委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>第33条</p> <p>1 [省略]</p>	<p>第29条</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 学長は、前項の報告があったときは、所定の期間内にこれを<u>文部科学大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>(特定放射線同位元素に係る報告)</p> <p>第30条 学長は、特定放射性同位元素に係る次の各号に掲げる行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に<u>文部科学大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>(1) 製造、輸入、受入れ又は払い出し、廃棄</p> <p>2 学長は前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合、15日以内に<u>文部科学大臣</u>に報告を行う。</p> <p>3 学長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を、<u>文部科学大臣</u>に翌年度6月末日までに行う。</p> <p>[省略]</p> <p>第32条 (1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 学長は、前号の通報があったときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及び措置の内容等を遅滞なく、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p>第33条</p> <p>1 [省略]</p>
--	--

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

[省略]

附 則

この規程は、平成26年1月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

[省略]